

# 市町村長に対する防災・危機管理研修について

平成 26 年 1 1 月  
消防庁

# 市町村長に対する防災・危機管理研修 『全国防災・危機管理トップセミナー』

市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、具体的な災害対応の危機事態において、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な危機対応を行うことができるよう、平成26年度から市町村長を対象としたセミナーを実施している。

## 全国防災・危機管理トップセミナー

日 時 : 平成26年6月4日(水) 全国市長会議終了後(14時から16時30分)

場 所 : 全国都市会館大ホール

参加者 : 市長 188名

内 容 : ① 新藤総務大臣あいさつ

② 市町村長の初動対応(消防審議会会長 室崎 益輝 氏(神戸大学名誉教授))

③ 被災市長による講演(兵庫県豊岡市長 中貝 宗治 氏) 等



(写真1)新藤総務大臣



(写真2)室崎会長



(写真3)中貝市長



(写真4)会場の様子

# 市町村長に対する防災・危機管理研修 『都道府県防災・危機管理トップセミナー①』

## 都道府県防災・危機管理トップセミナー

- 日時：概ね4月～8月に開催
- 場所：各都道府県  
※ 40都道府県で開催済み
- 参加者：市町村長  
※ 原則として1期目又は被災経験のない市町村長が対象  
※ 本人791名、代理533名が参加
- 内容：① 市町村長の初動対応について（消防庁テキスト）  
② 災害を体験した市町村長による講演 等

※ 数字は平成26年11月1日現在



(写真1)：長野県トップセミナーの様相  
(岩手大学教授 越野修三氏)  
※ 元岩手県防災危機管理監



(写真2)：三重県トップセミナーの様相  
(三重大学長 内田淳正氏)

# 市町村長に対する防災・危機管理研修 『都道府県防災・危機管理トップセミナー②』

	都道府県	実施日	市町村数	参加者数			都道府県	実施日	市町村数	参加者数			
				首長本人	代理					首長本人	代理		
1	北海道	7月15日他	179	149	100	49	25	滋賀県	7月9日他	19	19	19	0
2	青森県	7月14日	40	39	7	32	26	京都府	7月17日	26	25	5	20
3	岩手県	7月28日他	33	32	7	25	27	大阪府	5月8日	43	43	21	22
4	宮城県	6月30日他	35	32	30	2	28	兵庫県	4月25日他	41	41	40	1
5	秋田県	7月30日	25	23	12	11	29	奈良県	5月21日	39	35	11	24
6	山形県	11月21日	35	—	—	—	30	和歌山県	11月7日	30	—	—	—
7	福島県	7月8日他	59	54	42	12	31	鳥取県	8月5日	19	17	13	4
8	茨城県	8月19日他	44	43	38	5	32	島根県	5月1日他	19	17	16	1
9	栃木県	5月27日	25	25	23	2	33	岡山県	7月3日他	27	23	20	3
10	群馬県	27年2月予定	35	—	—	—	34	広島県	10月3日	23	23	15	8
11	埼玉県	8月6日	63	61	38	23	35	山口県	6月16日他	19	16	8	8
12	千葉県	8月27日	54	47	16	31	36	徳島県	8月20日	24	19	19	0
13	東京都	5月8日他	62	56	53	3	37	香川県	9月5日	17	17	6	11
14	神奈川県	4月24日他	33	31	30	1	38	愛媛県	7月18日	20	20	12	8
15	新潟県	5月28日	30	21	1	20	39	高知県	11月7日	34	—	—	—
16	富山県	6月24日	15	5	5	0	40	福岡県	5月17日他	60	60	16	44
17	石川県	6月16日他	19	13	9	4	41	佐賀県	8月27日	20	19	8	11
18	福井県	4月16日他	17	17	16	1	42	長崎県	5月21日	21	21	6	15
19	山梨県	11月26日	27	—	—	—	43	熊本県	5月23日	45	42	15	27
20	長野県	7月8日	77	61	13	48	44	大分県	5月28日	18	14	3	11
21	岐阜県	4月25日他	42	42	42	0	45	宮崎県	4月21日	26	26	26	0
22	静岡県	6月24日他	35	26		26	46	鹿児島県	11月6日	43	—	—	—
23	愛知県	11月7日	54	—	—	—	47	沖縄県	8月1日	41	21	20	1
24	三重県	5月30日	29	29	10	19		合計		1741	1324	791	533

# 市町村長による危機管理の要諦(標準テキスト)①

## 1 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断（意思決定）する、⑤住民に呼びかける、の5点である。
- (3) 市町村長がまず最初に自ら判断すべき事項は、避難勧告等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身につける。

## 2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合（または発生が予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。
- (2) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制（宿日直体制・緊急参集体制）をあらかじめ構築しておく。

## 市町村長による危機管理の要諦(標準テキスト)②

### 3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報のとれない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りに行く。

### 4 避難勧告等の的確な発令

特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難勧告等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。

### 5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。

### 6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。